

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月29日
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 元宏
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営企画室長 國松 晃
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉川 元宏及び取締役経営企画室長國松 晃は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当会計年度の売上高予算の金額が高い拠点から合算していき、当会計年度の売上高予算の概ね2/3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」としております。また、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測に伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや継続企業の前提の評価プロセスを評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

計算書類の監査時点においては、継続企業の前提において、当社グループでは、当連結会計年度において、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度末日後に、多額の支払が発生した結果、手元資金が著しく減少し、今後の資金繰りが不透明になっておりました。当社では、手元資金が不足している上、当該状況を解消するための事業計画や資金計画は未作成であり、会計監査人である監査法人に提示できておりませんでした。

そのため、2025年6月期の計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に関し、監査法人より、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領することになりました。

当社は、社内の決算・財務報告プロセスにおいて、このような状況が生じたことは、財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、当連結会計年度の末日時点の財務報告に係る内部統制は有効ではなく、開示すべき重要な不備が存在すると評価いたしました。

なお、金融商品取引法の連結財務諸表の監査時点においては、会計監査人の指摘を踏まえ、当社では、新株予約権者への支援を要請し5億円の新株予約権の行使を受け、手元資金不足を補った上、事業計画や資金計画は監査法人に対して提出済みとなります。

上記事実は、継続企業の前提に関する検討が監査対象としてその重要性が適切に認識されていないことや人材不足に起因して、事業計画及び資金計画の作成管理体制が不十分であったため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は決算・財務報告プロセスに係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、以下の観点で具体的な改善策を講じて、適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・継続企業の前提に関する検討の重要性に関する取締役会での周知の再徹底
- ・事業計画及び資金計画の作成及び管理に関する体制強化
- ・上記遂行のための適切な人材の配置及び体制強化

#### 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。